

人吉市立第二中学校 いじめ防止基本方針

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

ア 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

イ 「一定の人的関係にある他の児童等」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係にある者を指す。

ウ 「心理的な影響」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

エ 「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

オ けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目して見極めることが必要である。

2 いじめ問題に関する基本的認識

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わるすべての者が手だてを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こりうることを、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要があること。

ア 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度を行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

イ いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会に捉えて鋭敏に感知するように努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危険意識を持つ。なお、いじめ件数が少ないことをもって問題なしとすることは早計である。

ウ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びについて指導することが必要である。

エ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。いじめ解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。

第2章 いじめの防止等のための具体的な取組

1 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ不登校対策委員会」

(2) 構成員

校長、PTA会長、教頭、主幹教諭（いじめ不登校担当）、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、不登校支援サポーター、人吉っ子アドバイザー、スクールカウンセラー、SSW

(3) 役割

- ア いじめ防止基本方針の策定・見直し
- イ いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組
- ウ 情報・資料集約、分析、提示
- エ 年間計画の作成
- オ 家庭、地域との連携

2 未然防止の取組

(1) 人権教育の充実

- ・いじめは相手の人権を侵害する行為であり、人間として決して許されるものではないことを生徒に理解させる。
- ・他人に対して思いやりの心を持つことができるよう、人権に対する知的理解を深める

- とともに、生命尊重の精神や人権感覚を育み、人権意識の高揚を図る。
- ・人権に関する授業や人権集会を実施する。
- ・いじめや人権に関する標語やポスターなどの啓発資料を掲示し、人権を尊重する環境を整える。
- (2) 心の教育の充実
 - ・道徳の授業を基盤とし、道徳的判断力を養い道徳的实践力を育む。
 - ・生徒の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
 - ・本校の「命を大切にすることを育む指導プログラム」に則って系統的に取り組み、生命尊重の精神や思いやりの心を育む。
 - ・集団宿泊教室等の自然体験や職場体験、福祉体験を取り入れ、助け合いの心や思いやりの心、職業観、勤労観を醸成し、自己有用感を味わう取り組みを行う。
- (3) いじめ問題に関する理解
 - ・いじめに関する年間指導計画を作成、実行し、組織体として、徹底した取組を行う。
 - ・いじめに関する校内研修の計画、実施し、いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る。
 - ・インターネット使用に関するルールやモラル、現状等の研修を行い、ネットいじめや子どもを取り巻く問題等について理解を深める。
- (4) 生徒会活動の充実
 - ・学級や学年、生徒会活動の中で、話し合い活動や学習活動を行い、生徒自身のいじめに関する知的理解や意識を高める。
 - ・生徒会執行部や各専門委員会の活動の中でいじめに関する取り組みを計画したり、呼びかけたりすることで、集団としての意識の高揚を図る。
- (5) 保護者や地域への働きかけ
 - ・いじめ防止対策推進法や熊本県いじめ防止基本方針、人吉市いじめ防止基本方針の周知徹底を図る。
 - ・授業参観や研修会への呼びかけ、ホームページ、学校・学年・学級だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
 - ・「いじめ発見チェックリスト」を配付し、家庭と連携したいじめの早期発見・早期対応の取組を行う。
 - ・PTA運営委員会や懇談会等で積極的に情報を発信し、学校・家庭・地域の連携を深め協力していじめ問題に取り組む体制づくりを行う。

3 早期発見、早期対応、早期解決の取組

- (1) 日常的な観察
 - ・生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常の態度を高める。
 - ・教職員と生徒が共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
 - ・登校の様子や授業、部活動、休み時間や放課後の生徒の様子に目を配り、「生徒がいるところには教職員がいる」ことを目指す。
 - ・学年・学級通信や日記等を活用し、担任と生徒・保護者の信頼関係を構築し、早期発見に努める。
 - ・教職員同士の連携を深め、生徒の変化について気づいたことについて日常的に情報交換を行い、全職員で見ている意識を持つ。
- (2) 教育相談の実施
 - ・定期的な教育相談機関を設け、全生徒を対象とした教育相談を実施する。
 - ・日常生活の中で声をかけたりしながら、気軽に相談できる環境や信頼関係を構築する。
- (3) いじめ実態調査アンケートの実施
 - ・いじめについてのアンケートを定期的に変更する。また、状況に応じて随時行う。
- (4) 正確な実態の把握
 - ・把握した情報をもとに、当事者双方、その他の関係生徒・保護者等から個々に聞き取り、記録する。
 - ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握・分析する。
- (5) 指導体制・方針の決定
 - ・いじめている生徒に対しては、出席停止等の措置を含め、毅然とした指導をする。
 - ・いじめられている生徒については、学校が徹底して守りと通す姿勢を示す。
 - ・指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
 - ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
 - ・教育委員会や関係機関との連絡調整を行う。

4 重大事態への対処

(1) 調査

ア 重大事態の意味について

いじめの防止対策推進法第28条第1号の「生命・心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合

- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合

いじめ防止対策推進法第28条第2号（いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき）の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査に着手する必要がある。

イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

学校は、重大事態が発生した場合、人吉市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。

ウ 調査を行うための組織について

調査組織は、「いじめ不登校対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。

(2) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果については、人吉市教育委員会を通じて市長に報告する。

5 いじめ防止年間指導計画（平成30年度）

《学校教育目標》 志高く、自ら考え、行動・実践する生徒の育成			
《いじめ防止指導目標》			
①学校教育活動全体を通じた指導		②集団活動の推進と生徒自身の取組の支援	
③教師と生徒・保護者との信頼関係の構築		④生徒や保護者とふれあう時間の確保	
⑤生徒同士の仲間意識の醸成		⑥相談しやすい環境・体制づくり	
《いじめ防止共通実践事項》			
①生徒会活動の充実		②全職員の共通理解、共通実践	
③いじめの未然防止、早期発見、早期対応		④家庭・地域との連携	
月	信頼関係、仲間意識の醸成	未然防止、早期発見、早期対応	評価、反省、対策
4	入学式（視点1） 家庭訪問（視点4） PTA総会、授業参観、学年・学級懇談会（視点4）	職員会議（視点3） アンケート調査（視点2、3）	いじめ不登校対策委員会
5	体育大会（視点1、4）	校内研修（視点3） アンケート調査（視点2、3） 教育相談（視点2）	
6	生徒総会（視点1） 郡市中体連大会（視点1、2）	アンケート調査（視点2、3）	
7	学年PTA（視点4）	アンケート調査（視点2、3）	
8	各学年学習会（視点4）	校内研修（視点3）	
9	職場体験学習（視点4） 秋季中体連陸上大会 集団宿泊教室（視点1、視点2）	アンケート調査（視点2、3）	
10	修学旅行（視点1） 郡市中体連駅伝大会（視点1）	アンケート調査（視点2、3）	
11	人権集会（視点1） 二中祭（視点1、2、4）	アンケート調査（視点2、3）	
12	合唱コンクール（視点1、2） 校内ロードレース大会（視点1） 生徒会立会演説会（視点1）	アンケート調査（視点2、3）	
1	私立高校推薦・専願入試（視点1）	校内研修（視点3） 教育相談（視点2） アンケート調査（視点2、3）	
2	立志式（視点1、4） 公立高校前期選抜入試（視点1）	アンケート調査（視点2、3）	
3	公立高校後期選抜入試（視点1） 卒業式（視点1、4） リーダー研修（視点1、2）		

- 視点1 児童生徒同士のつながり（子どもと子ども）
- 視点2 教職員と児童生徒とのつながり（先生と子ども）
- 視点3 組織体としての教職員同士のつながり（先生と先生）
- 視点4 学校と家庭、地域、関係機関とのつながり

- キーワード「人間関係」
- キーワード「信頼関係」
- キーワード「一致団結」
- キーワード「連携・協働」